

「秘密保全法」制定に反対する会長声明

「秘密保全のための法制に関する有識者会議」の報告書「秘密保全のための法制の在り方について」（以下「報告書」という）の提出を受けた「政府における情報保全に関する検討委員会」は、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進めることを昨年10月に決定し、今通常国会にも「秘密保全法」案が提出される可能性がある。

しかし、この報告書で想定されている秘密保全法制は、以下のとおり、憲法で保障された表現の自由・知る権利を侵害し、あるいは取材活動を委縮させるおそれが高いなど重大な問題点を含んでいる。

まず、行政機関が「特別秘密」として公開の制限を行える範囲は極めて広範であり、特に「公共の安全及び秩序の維持」が含まれているため、その文言の抽象性から解釈・運用によっては秘密の範囲が際限なく広がるおそれがある。

また、「過失の漏えい行為」についても処罰対象とし、加えて「漏えい行為の共謀行為」や「漏えいの独立教唆及び扇動」をも「正犯者の実行行為を待つことなく」独立して処罰対象としており、この処罰の対象には大学等の研究機関や民間事業者が行政機関等から委託を受け作成・取得した情報までも含まれているため、表現の自由に重大な委縮効果を及ぼすとともに知る権利を侵害するおそれも高い。

さらに、「特別秘密」については犯罪に至らない「社会通念上是認できない行為」を手段とする探知行為をも処罰対象とし、その処罰対象には共謀や独立教唆及び扇動まで含むとされているが、このような曖昧・不明確な文言による罰則の制定は罪刑法定主義に反するばかりか、報道機関等の取材活動に対する委縮効果は計り知れず、取材の自由や国民の知る権利の侵害につながるといわざるを得ない。

そして、「秘密情報を取り扱わせる者」（対象者）については、「日ごろの行いや取り巻く環境を調査し、対象者自身が秘密を漏えいするリスクや、対象者が外部からの漏えいの働きかけに応ずるリスクの程度を評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを判断する制度」（適性評価制度）を設けて、対象者だけでなくその配偶者・家族等までもこの評価を実施するための事前調査の対象とする制度導入も求めているが、このような制度は、その運用次第では対象者はもとより、その配偶者・家族等のプライバシーや思想・信条の自由が侵されることにつながりかねない。

よって、当会は、国政情報が国民のものであって原則として公開されるべきであることを確認するとともに、報告書の提言に基づく秘密保全法制の制定に強く反対する。

2012（平成24）年3月26日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘